

ひとりで悩まないで！

配偶者からの暴力は
犯罪となる行為をも含む
重大な人権侵害です。

DV

ドメスティック・バイオレンス



DV（ドメスティック・バイオレンス）という用語は、
直訳すると「家庭内の暴力」となります。
このパンフレットでは「配偶者や恋人など親密な関係にある、
又は、あった人から振るわれる暴力」という意味で
使用しています。

配偶者からの暴力

石川県

DVは、心身を傷つける 全てのものを含みます。



●DVの種類

DVは配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった人から振るわれる暴力で、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、身体や心を傷つける全てのものを含みます。

その実態はさまざまであり、分類方法にもいろいろありますが、一例として次のように分けることができます。

身体的暴力

- ・ 殴る、蹴る、叩く
- ・ 刃物を突きつける
- ・ 物を投げつける
- ・ 髪をひっぱる
- ・ タバコなどの火を押しつける
- ・ 首を絞める
- ・ 胸ぐらをつかむ
- ・ 階段から突き落とす

など

精神的暴力

- ・ 「誰のおかげで食べられるんだ」と見下して言う
- ・ 何を言っても無視する
- ・ 行動等を制限する
(外出、付き合い、仕事、持ち物)
- ・ 大切な物を壊す
- ・ ペットを虐待する
- ・ 他人の前で侮辱する

など

性的暴力

- ・ 見たくないのにアダルト動画や雑誌を見せる
- ・ おどしや暴力で、性的行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する
- ・ 子どもが産めないことを一方的に非難する

など

経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 家計をきびしく管理する
- ・ 貯金を勝手に使う
- ・ 外で働くことを妨害する

など

子どもを利用した暴力

- ・ 子どもに暴力を見せる
- ・ 子どもを虐待している場面を見せる
- ・ 子どもを取り上げる
- ・ 子どもに親を侮辱させる

など

DVは通常、このような暴力が一つではなく複合して繰り返し継続的に行われます。

DVの及ぼす影響は深刻です。

●被害者への影響

DVが被害者に及ぼす影響は多種多様です。身体的暴力による外傷は言うに及ばませんが、ストレスや後遺症により日常生活に支障をきたすことも少なくありません。

また、いつ暴力を振るわれるか分からない状況の中で不安な日々を送っているうち、被害者は絶望感や無力感のため、自信を喪失させられ、その結果、社会的に孤立してしまう例も報告されています。

●子どもへの影響

DVは、子どもにも深刻な影響を及ぼします。

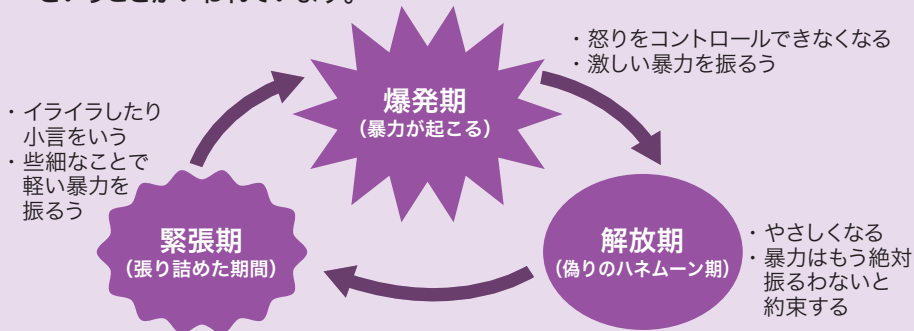
配偶者や恋人に暴力を振るう人は、子どもにも暴力を振るう率が高いと言われています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われることは、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに心理的外傷を与えるものであれば児童虐待（面前DV）にあたりとされています。

このようにDVは、被害者やその家庭の子どもに対して、現在のみならず未来に至るまで、大変深刻な影響を及ぼすものであることを、私たちはしっかりと認識しなければなりません。

DVのサイクル

すべての人にあてはまるわけではありませんが、多くの加害者に見られることとして、「暴力にはサイクルがあり、それを繰り返すにつれ暴力が激しくなる」ということがいわれています。



あなたは決して悪くありません。 勇気をもって相談してみましょう。

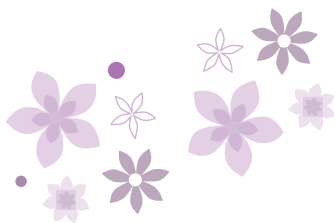
「おまえが悪い」、「出しゃばり」、「口ごたえをするな」、「女（男）のくせに」……
こんな言葉とともに暴力が起こります。いつもそう責められているうちに、あなた自身も「自分が悪いのだろう」、「自分は何もできない」、「誰からも愛されていない」、「逃げ出しても一人では生きていけない」などという意識に陥り、無気力になってしまうかもしれません。

でも、あなたが今後どのような選択をするにしても、まず、本来持っていた自信を取り戻して行動することが大切です。

DVの被害からは、一人ではなかなか抜け出せません。

我慢はいりません。まずは、相談してください。

相談内容についての秘密は堅く守ります。



石川県配偶者暴力相談支援センター

- ・ 専門の相談員がご相談をお聞きします。
- ・ 必要に応じて、一時保護に関するご相談をお受けします。
- ・ 保護命令制度などについてご案内します。
- ・ DV被害女性のための語り合う場（ピア・トーク）を開催しています。

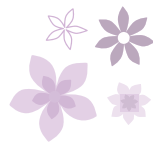
電話相談

☎ 076-221-8740

面接予約

☎ は れ れ ば #8008 または 076-223-8655

もし、あなたの近くに 配偶者やパートナーから 暴力を受けている人がいたら



暴力を受けている人が身近にいても、「暴力を受けるのは、受ける側にも悪いところがあったのだろう」とか、「他人の家のことに関わりたくない」と、見て見ぬふりをしていませんか。

DVの被害者は、逃げた後の生活の不安や日々の暴力による自信喪失により、自分一人の力ではなかなか逃げ出すことができない状況にあります。

暴力を振るわれて当たり前という人はいません。

もし、あなたの身近に配偶者などから暴力を受けている人がいたら、「話してくれてありがとう。あなたは悪くないよ。」「ひとりで悩まないで、一度、相談をしてみたら？」と相談先を教えてあげてください。

DV Q&A

Q 配偶者間の暴力といっても、単なる夫婦げんかで、個人的なことだと思うのですが、何が問題なのですか。

A 親しい間柄であっても、暴力は許されるべきではありません。特に男性から女性に対し振るわれる暴力は、男女間の経済的格差や性別による役割分担意識など、個人的事情で片付けられない構造的問題も大きく関係しています。また、DVが他の暴力と比べて一層問題なのは、親密な関係の中で継続的、反復的に行われ、そこから逃げようとするとかえって激しくなることです。

Q 暴力を振るう人は特別な人なのですか。

A 暴力を振るう人の年齢、性別、学歴、職業、社会的地位などは様々です。むしろ、家で暴力を振るっていても外ではごく一般的な人が多いので、被害者が訴えても周囲が信じない場合があります。

Q どんな時に暴力を振るうのですか。

A DVとアルコールや薬物との関連性が問題視されることもありますが、それらとは関係なく暴力を振るう人が多く、些細なことからも暴力がはじまり、なぜ振るったか分からない場合もあるほどです。

DVの相談を受けている機関

もし、あなたや周囲の人がDVで悩んでいたら、まず、相談してみましょう。秘密は堅く守ります。

石川県配偶者暴力相談支援センター

電話相談

面接予約（要予約）

TEL **076-221-8740**

予約用TEL ^{はれば} **#8008** または
076-223-8655

月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
土日祝・年末年始 9:00～16:00

月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

相談の内容により必要な場合には、警察、関係機関、緊急避難施設などと連携を取りながら、あなたを支援いたします。

相談窓口	電話番号	開設日・時間等
石川県こころの健康センター	076-238-5750	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15 ※DV加害者の暴力抑止相談実施 ※面接相談は要予約
こころの相談ダイヤル (石川県こころの健康センター)	076-237-2700	【電話相談】 月～金 9:00～17:00
	0570-783-780	【電話相談】 平日 17:00～翌朝9:00 土日祝 0:00～24:00
性被害110番 (警察本部県民支援相談課)	#8103 または 0120-010-783 または 076-225-0281	【電話相談・面接相談】 月～金 9:00～17:45 ※上記以外の時間帯は当直が対応 ※面接相談は要予約
警察相談専用電話 (警察本部県民支援相談課)	#9110 または 076-225-9110	【電話相談】 月～金 9:00～17:45
		【面接相談】 月～金 9:00～17:00
みんなの人権110番 (金沢地方事務局)	0570-003-110	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
女性の権利110番 (金沢弁護士会)	076-214-8299	【電話相談】 水 12:30～14:30
犯罪被害者支援無料法律相談 (金沢弁護士会)	076-221-0242	【電話相談・面接相談】 受付時間：月～金 9:00～16:30 ※初回無料 ※具体的な相談方法、時間は 担当弁護士とご相談ください。
公益社団法人 石川被害者サポートセンター	076-226-7830	【電話相談・面接相談】 月～金 10:00～16:00 ※面接相談は要予約
公益社団法人 金沢こころの電話	076-222-7556	【電話相談】 月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 (祝日は曜日に準ずる)
NPO法人 WEK(ウェック)プロジェクト	076-255-7582	【電話相談・面接相談】 月～金 14:00～17:00 ※面接相談は要予約・Zoom 面接可

特に記載のない限り、祝日・年末年始を除きます。

〈市町窓口〉

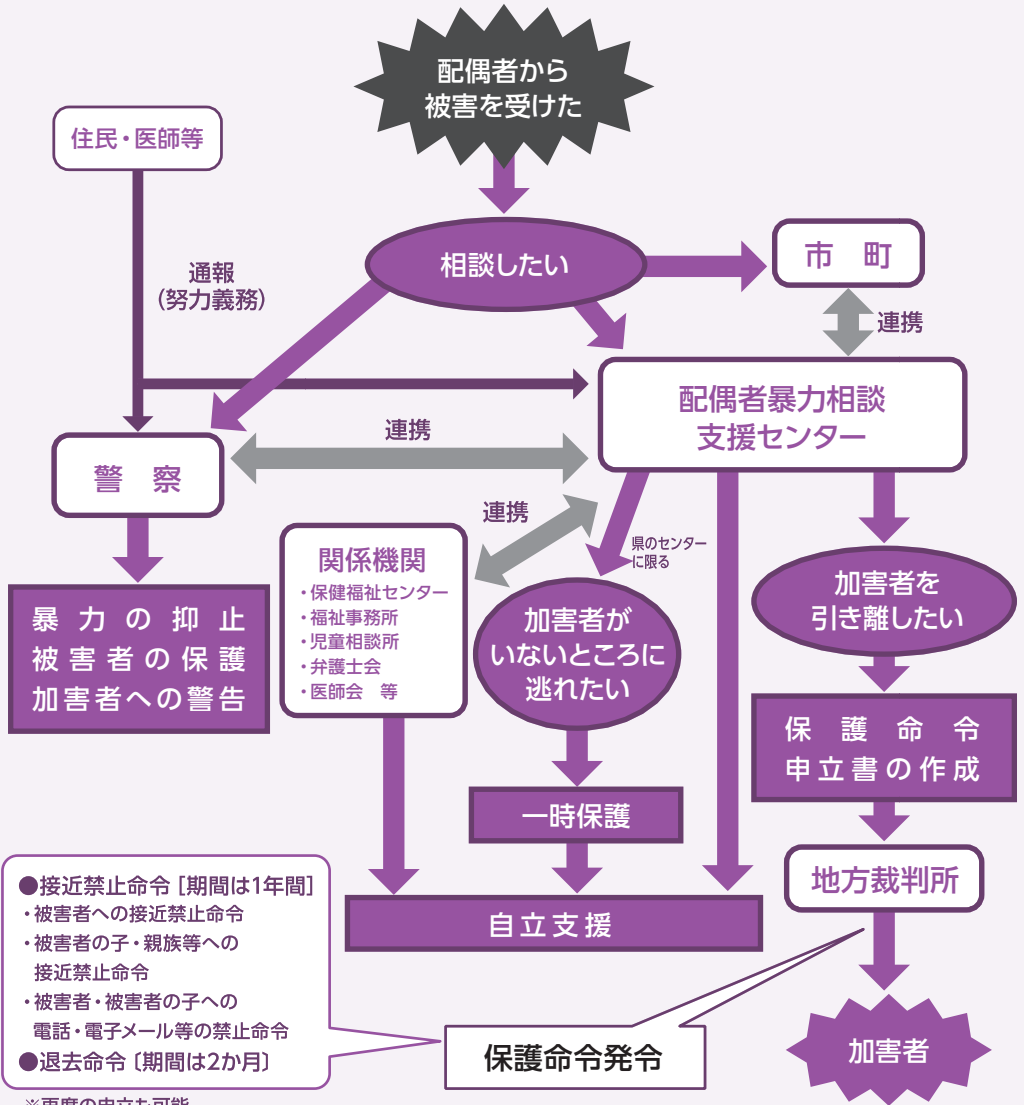
市町	相談窓口	電話番号	開設日・時間等
金沢市	金沢市女性相談支援室 (配偶者暴力相談支援センター)	076-220-2554	【電話相談・面接相談・オンライン相談】 月～金 9:00～17:00 ※オンライン相談は要予約 ※特別相談は要予約 (弁護士・臨床心理士等が対応)
七尾市	総務課人権・男女共同参画室	0767-53-1112	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
小松市	小松市パープルほっとライン	0761-24-8178	【電話相談・面接相談】 月～金 9:00～17:00
輪島市	子育て健康課 (こども家庭センター)	0768-23-0082	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
珠洲市	市民相談室	0768-82-7732	【電話相談】 月～金 8:30～17:15
加賀市	あいりす女性相談室	0761-73-5527	【電話相談】 火 12:30～15:00
	相談支援課	0761-72-1370	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
羽咋市	羽咋市DV相談ダイヤル	0767-22-7830	【電話相談・面接相談】 月～金 9:30～16:30
かほく市	生涯学習課	076-283-7137	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15 ※面接は要予約
	こども家庭課 (こども家庭センター)	076-283-4320	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15 ※面接は要予約
白山市	DVホットライン白山	076-274-9530	【電話相談・面接相談】 月～金 9:00～17:00
能美市	子育て支援課 (こども相談ステーション)	0761-58-1420	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
野々市市	市民協働課	076-227-6040	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
川北町	福祉課(川北町保健センター)	076-277-8388	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
津幡町	子育て支援課 (こども家庭センター)	076-288-6702	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
内灘町	文化スポーツ課男女共同参画室	076-286-6716	【電話相談】 月～金 8:30～17:15
志賀町	生涯学習課 (生涯学習センター)	0767-32-2970	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
宝達志水町	教育委員会生涯学習課	0767-29-8320	【電話相談】 月～金 8:30～17:15
中能登町	健康保険課こども家庭センター	0767-72-3932	【電話相談・面接相談】 月～金 8:30～17:15
穴水町	子育て健康課	0768-52-3210	【電話相談】 月～金 8:30～17:15
能登町	教育委員会事務局	0768-62-8537	【電話相談】 月～金 8:30～17:15

祝日・年末年始を除きます。

支援の流れ

配偶者から暴力を受けた場合、このような支援があります。

※「配偶者」には事実婚の者、元配偶者、同居する（同居を解消した）交際相手を含みます。



【保護命令制度って？】

被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令（保護命令）を発令する制度です。

（発行）令和 8 年 6 月

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 TEL 076-225-1376